
資料編

天草市環境基本条例

平成 18 年 12 月 26 日

条例第 337 号

改正 平成 24 年 12 月 27 日条例第 37 号

平成 27 年 3 月 24 日条例第 2 号

令和 2 年 3 月 19 日条例第 20 号

天草市は、有明海、八代海そして東シナ海に囲まれた、風光明媚な天草上島、天草下島及び御所浦島に位置する、自然環境にも恵まれた歴史と文化のまちである。

このような豊かな自然の下、文化の薫るまち、産業の栄えるまちとして、今日まで育んできた先人たちの功績は、私たちにとってかけがえのない資産であり誇りである。

しかしながら、近年、環境への配慮に欠けた物質的な豊かさや利便性の追求によって、環境の汚染や自然の破壊がもたらせられている。

そして、それは、今や地域的なものから地球規模へと拡大し、このまま推移すれば、かけがえのない人類の生存基盤さえ脅かされることにもなりかねない状況である。

多くの命を育んできた恵み豊かな地球をかけがえのないものとして守り、その恩恵を享受するとともに、次世代へと引き継いでいかなければならない。

私たちは、それぞれの責任と役割に応じて、主体的にそして共に手を携えて良好な環境の保全と創造を図り、持続的に発展することのできる地域社会を築かねばならない。

ここに、天草市の健全で恵み豊かな環境の享受を維持していくため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、市、市民等（市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。以下同じ。）及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保を図ることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 環境の保全等は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）により行わなければならない。

- (1) 市民等が健康で文化的な生活を営む上で必要な健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承して行くこと。
- (2) 人と自然との共生が将来にわたって維持されること。
- (3) 市、市民等及び事業者が、環境の保全等について、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取組を行うこと。

(4) 環境への負荷が少なく持続的に発展することが可能な社会の構築に努めること。

(5) 地球環境の保全是、市、市民等及び事業者が自らの課題としてとらえ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の策定に係る基本方針)

第6条 市は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を確保するため、各種の施策相互の有機的な連携を図るとともに、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 市民等の健康が保護され、生活環境が保全され、及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他生物の多様性の確保が図られること。

(3) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(4) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、潤いと安らぎのある快適な環境が保全されること。

(5) 歴史的及び文化的遺産を保持し、その活用を図るとともに、地域の特性を生かした景観が保全されること。

(環境基本計画の策定等)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、天草市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を次に掲げる事項について定めなければならない。

(1) 環境の保全等に係る総合的かつ長期的な施策の大綱に関すること。

(2) 環境の保全等に係る目標及び基本方針に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に係る重要な事項に関すること。

2 市長は、環境基本計画を定めるときは、市民等及び事業者の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、天草市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定に当たっての配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境の保全等について配慮しなければならない。

(環境の保全等に関する教育、学習等)

第9条 市は、市民等及び事業者が自ら環境の保全等についての理解を深め、環境の保全等に関する活動を促進するようにするため、これらの者に対し、環境の保全等に関する学習の機会を提供するとともに、環境の保全等に関する広報活動を充実するよう努めるものとする。

(市民等々の自発的な活動の促進)

第10条 市は、市民等、事業者又はこれらの者の組織する民間団体による環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第11条 市は、環境の保全等に関する教育、学習及び民間団体の活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第12条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策の推進を図るものとする。

2 市は、市民等及び事業者と連携し、環境の保全等に関する情報の提供を行うことにより、地球環境の保全に関する施策の推進を図るものとする。

(審議会の設置)

第13条 環境基本計画その他良好な環境の確保に関する重要な事項について調査審議するため、天草市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第14条 審議会は、市長から諮問のあった事項について調査審議し、市長に答申するとともに、市長に必要な意見を述べることができる。

(組織)

第15条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第16条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(意見の聴取)

第19条 審議会は、関係者の意見を聴取する必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第20条 審議会の庶務は、市民生活部市民環境課において処理する。

(平24条例37・平27条例2・令2条例20・一部改正)

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(本渡市環境基本条例の廃止)

2 本渡市環境基本条例(平成15年本渡市条例第9号)は、廃止する。

附 則(平成24年条例第37号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第2号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第20号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

天草市環境審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、天草市環境基本条例(平成18年天草市条例第337号)第13条の規定に基づき、天草市環境審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、これを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審議会の決定により、会議の冒頭又はその中途において、会議を公開しないことができる。

- (1) 天草市情報公開条例(平成18年天草市条例第18号)第7条各号に規定する非公開情報に該当する事項について審議するとき。
- (2) 公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが予想され、当該会議の目的が達成されないと認められるとき。

2 会長は、前項ただし書の規定により公開しないことと決定するときは、その理由を明らかにしなければならない。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で会議の開会時刻までに自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し、審議会の事務局職員の指示に従って会議の会場に入室しなければならない。

2 傍聴の受付は、先着順に行うものとし、次条に規定する定員に達し次第終了する。

(傍聴人の定員)

第4条 会議を傍聴できる者(以下「傍聴人」という。)の定員は、10人とする。

(傍聴人の遵守事項等)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議の会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、特に会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 会長は、傍聴人が前項各号に掲げる事項に違反した場合は傍聴人に注意し、なお傍聴人が従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

3 傍聴人は、第2条第1項ただし書の規定により会議を公開しないこととされたときは、速やかに退場しなければならない。

4 前2項の場合において、傍聴人が退場しないときは、会長は、庁舎管理者に対して、天草市

庁舎等管理規則（平成18年天草市規則第60号）の規定に基づき当該傍聴人を退去させるよう要請するものとする。

（欠席の場合の措置等）

第6条 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席するときは、会議の開会時刻までに会長に届け出なければならない。

2 委員は、会議を欠席するときは、会議に付議される事項に関する意見を書面により会長を通じて会議に提出することができる。

（会議録）

第7条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保管しなければならない。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
- (3) 会議に付した事項
- (4) 会議の経過の概要
- (5) 議決事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年3月29日から施行する。

環境審議会委員

審議会 役 職	氏 名	備考
会長	西野 宏	熊本大学大学院先端科学研究部（理） 名誉教授
委員	新垣 誠司	九州大学大学院理学研究院 准教授 九州大学理学部附属天草臨海実験所 准教授
委員	小林 淳	熊本県立大学環境共生学部 教授
副会長 (本渡地区)	金澤 裕巖	天草宝島案内人の会会長 (一社) 天草市スポーツ協会監事
委員 (牛深地区)	中元 清二	深海地区振興会長 天草市環境保全推進員
委員 (有明地区)	後藤 里美	
委員 (御所浦地区)	森 章夫	
委員 (倉岳地区)	浦本 純一	
委員 (栖本地区)	末松 秀春	
委員 (新和地区)	船元 和子	
委員 (五和地区)	金子 博臣	熊本県鳥獣保護員、天草市環境美化推進員、天草市行政 区長、野鳥の会
委員 (天草地区)	加納 連蔵	
委員 (河浦地区)	竹下 修二	
委員 (公募)	中村 いすず	自営業
委員 (公募)	北岡 叶	

計画策定の検討経過

(1) 天草市環境審議会における審議

【令和6年度】

令和6年8月8日	第1回天草市環境審議会 ・第3次天草市環境基本計画策定について諮問（別紙1）
令和6年10月	環境に関する市民アンケート
令和6年11月	環境に関する事業者アンケート
令和7年1月23日	第2回天草市環境審議会 ・アンケート（市民・事業者）集計結果等の報告 ・第3次天草市環境基本計画骨子（案）の審議
令和7年3月28日	第3回天草市環境審議会 ・第3次天草市環境基本計画骨子（案）の審議 ・第3次天草市環境基本計画策定スケジュール（案）について

【令和7年度】

令和7年6月30日	第1回天草市環境審議会 ・第3次環境基本計画 第4章の検討
令和7年10月1日	第2回天草市環境審議会 ・第3次環境基本計画 第5章の検討
令和7年12月23日	第3回天草市環境審議会 ・第3次環境基本計画（素案）の検討
令和8年1月	パブリックコメントの実施
令和8年3月2日	第4回天草市環境審議会 ・天草市環境基本計画案の最終審議 ・パブリックコメントへの対応及び計画（案）への反映 第3次天草市環境基本計画策定についての答申

(2) 市民・事業者・団体からの意見集約

① 環境に関する市民アンケート

- ア. 調査対象：市民1,000人（無作為抽出）
- イ. 調査期間：令和6年10月1日から令和6年10月15日まで
- ウ. 回収結果：450通（回収率45.0%）

② 環境に関する事業者アンケート

- ア. 調査対象：市内800事業所
- イ. 調査期間：令和6年11月1日～令和6年11月15日
- ウ. 回収結果：434通（回収率54.0%）

③ 第3次天草市環境基本計画（案）に係るパブリックコメント

- ア. 意見募集期間：令和8年1月7日から令和8年2月6日
- イ. 提出意見数：5件（1人）

数値目標一覧

1 自然の恵みを未来につなぐ自然環境と共生する社会の実現

指 標	現状 (R6)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)	担当課
海岸漂着物処理量	121.54 t	130 t	130 t	市民環境課
海洋環境学習の実施回数	4 校	6 校	8 校	水産振興課
市有林の保育・除間伐面積	7 ha	12 ha	17 ha	農林整備課
民有林の保育・除間伐面積	510 ㎡	530 ㎡	550 ㎡	農林整備課
民有人工林の除間伐面積	410 ㎡	430 ㎡	450 ㎡	農林整備課
森林間伐材流通量	3,763 ㎥	4,000 ㎥	4,100 ㎥	農林整備課
有機 JAS 認証農業者数（累計）	3 人	5 人	10 人	農業振興課

2 ごみを減らし資源を大切に利用する循環型社会の実現

指 標	現 状 (R6)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)	担当課
一般廃棄物排出量（ごみ排出量）	21,596 t	18,363 t	16,732 t	市民環境課
一般廃棄物排出量（し尿・浄化槽汚泥）	43,160 kL	38,400 kL	35,400 kL	市民環境課
産業廃棄物排出量（農業用廃プラスチックの適正処理量）	75 t	90 t	100 t	農業振興課
資源物集団回収量	151 t	160 t	160 t	市民環境課
資源化率	22.0%	28.0%	28.0%	市民環境課
生ごみ処理容器等設置補助金交付件数	247 件	380 件	500 件	市民環境課
メタンガスのボイラー燃料への供給量	122,455 ㎥	119,357 ㎥	119,357 ㎥	下水道課

3 市民が安全で快適に暮らせる生活環境の実現

指 標	現 状 (R6)		中間目標 (R11)	最終目標 (R15)	担当課
二酸化硫黄の環境基準達成率 (県・九電・市)	100%		100%	100%	市民環境課
窒素酸化物の環境基準達成率 (県・九電・市)	100%		100%	100%	市民環境課
浮遊粒子状物質の環境基準達成率 (県・九電・市)	100%		100%	100%	市民環境課
調査河川における BOD または COD の水質基準達成率(県3河川5地 点、市44河川58地点) (基準超過検体数/総検体数)	県	0/5	0/5	0/5	市民環境課
	市	0/3	0/58	0/58	
調査海域における COD の水質基準 達成率 (県) (基準超過検体数/総検体数)	0/7		0/7	0/7	市民環境課
下水道普及率	45.3%		47.8%	49.8%	下水道課
浄化槽普及台数	8,781 基		9,446 基	9,978 基	下水道課
汚水処理人口普及率	72.4%		76.4%	79.6%	下水道課
環境実態調査の継続的な実施	一部実施		実施	実施	市民環境課
騒音・振動に対する苦情件数	5 件		4 件	3 件	市民環境課
悪臭に関する苦情件数 (生活環境関係)	12 件		10 件	8 件	市民環境課
悪臭に関する苦情件数 (農業関係)	3 件		3 件	2 件	農業振興課
地下水環境基準達成率(県)	100%		100%	100%	市民環境課

4 未来を見据えた脱炭素・カーボンニュートラルの推進

指 標	現 状 (R6)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)	担当課
市全体の温室効果ガス排出量 (CO ₂)	343 千 t	261 千 t	211 千 t	市民環境課
太陽光発電システム導入公共建築物数 (累計)	15 施設	28 施設	42 施設	関係各課
天草市内の住宅用太陽光発電システム設置戸数 (累計)	3,078 件	3,600 件	4,000 件	市民環境課
省エネ型の公共建築物数 (累計) (ZEB Ready 相当)	1 施設	2 施設	3 施設	市民環境課

5 市民みんなで学び行動する環境保全活動の推進

指 標	現 状 (R6)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)	担当課
出前講座及び環境学習への参加人数 (年間延べ人数)	1,941 人	2,000 人	2,000 人	市民環境課
市政だよりやホームページにおける環境関連記事の掲載	39 件	45 件	45 件	市民環境課

市民アンケートの結果

(1) 調査目的

本アンケートは、市民が環境について実践していること、感じることを把握し、第3次天草市環境基本計画の策定に反映していくための基礎資料を得ることを目的に実施した。

(2) 調査内容

調査は、以下の内容について実施した。

- ① 基礎的事項
- ② 天草市内の環境に対する現状の満足度と今後の重要度
- ③ 環境に係る個人の取組について
- ④ 環境への関心等について
- ⑤ 環境を良くするための取組の重要度
- ⑥ 天草市での環境への取組に対する要望等

(3) 調査の方法と期間

① 調査対象者

調査対象者は、住民基本台帳から、18歳以上の市民を対象とし、以下の区分(旧市町単位)により、1,000人を無作為に抽出した。

①旧本渡市	490人	②旧牛深市	147人
③有明町	58人	④御所浦町	31人
⑤倉岳町	34人	⑥栖本町	26人
⑦新和町	35人	⑧五和町	95人
⑨天草町	34人	⑩河浦町	50人

② 配布と回収

アンケート調査票の配布・回収は郵送によって行った。

③ 回収期間

回収期間：令和6年10月1日～令和6年10月15日

※令和6年11月7日までに届いたアンケートを集計した。

(4) 回収結果

調査票の回収数は、450通、回収率は45.0%であった。

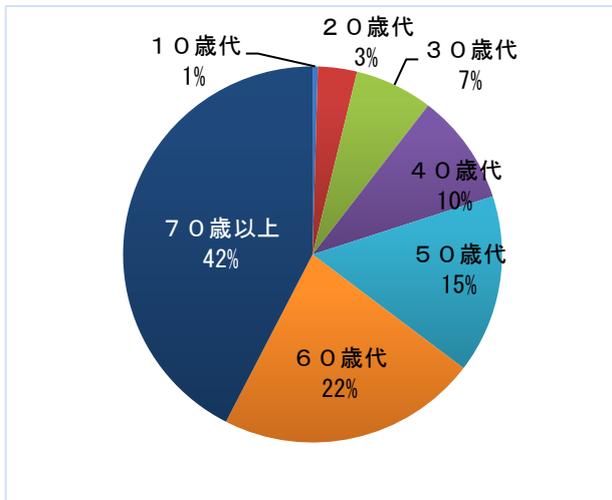
(5) アンケート調査結果

調査結果の図表中に記載した比率は、小数点以下第1位を四捨五入しているため、百分率の合計が100%にならない場合があり、合計表示と一致しない場合がある。

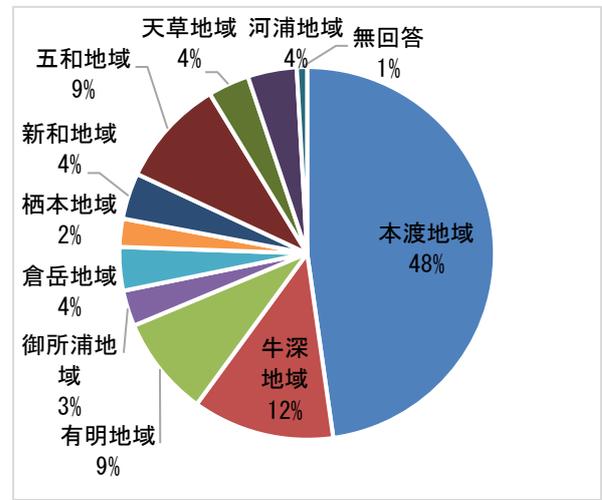
①基礎的事項

問1) あなた自身のことについて、あてはまるものに○をつけてください。

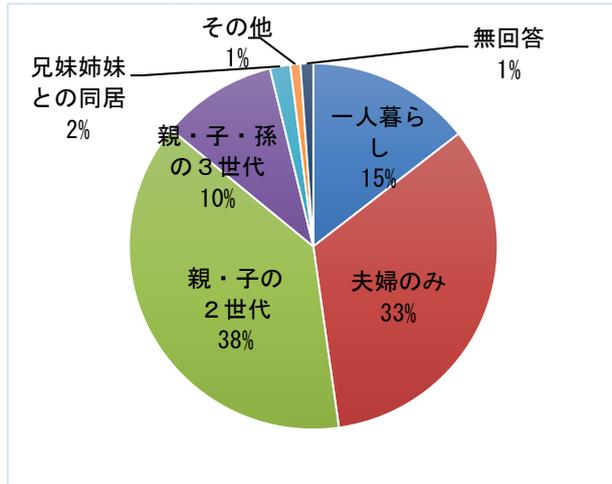
●あなたの年齢は



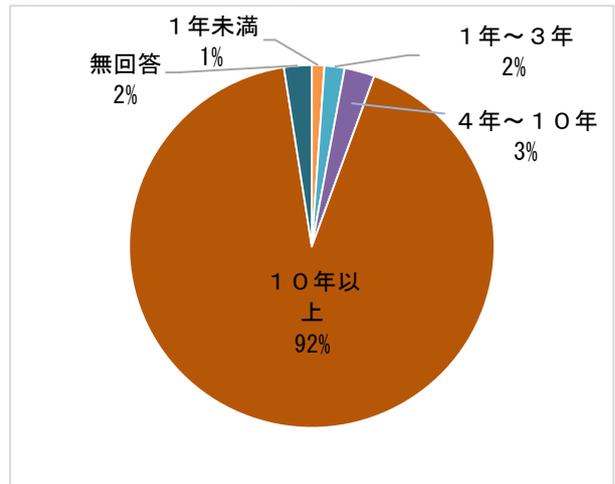
●あなたのお住まいの地域は



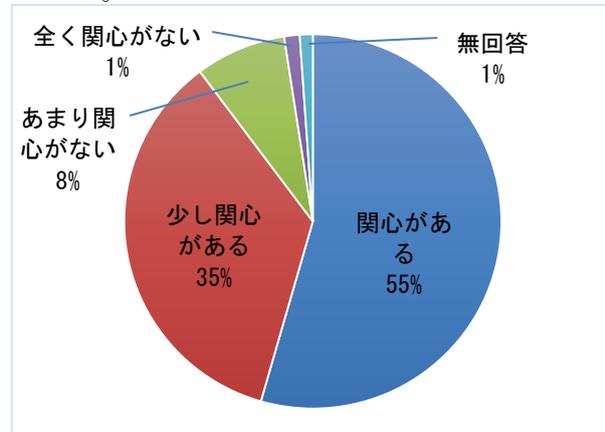
●あなたの家族構成は



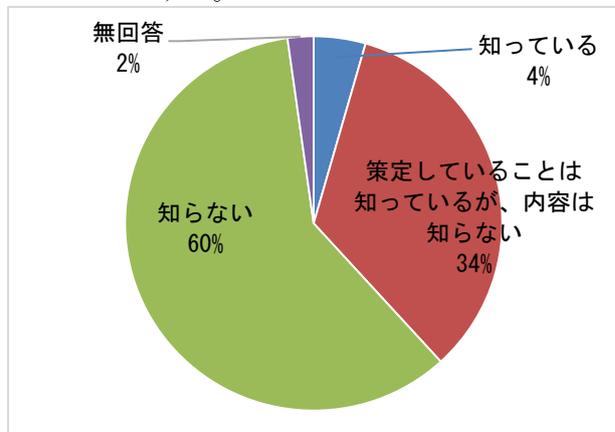
●天草市内での居住歴は



問2) あなたは環境について関心がありますか。

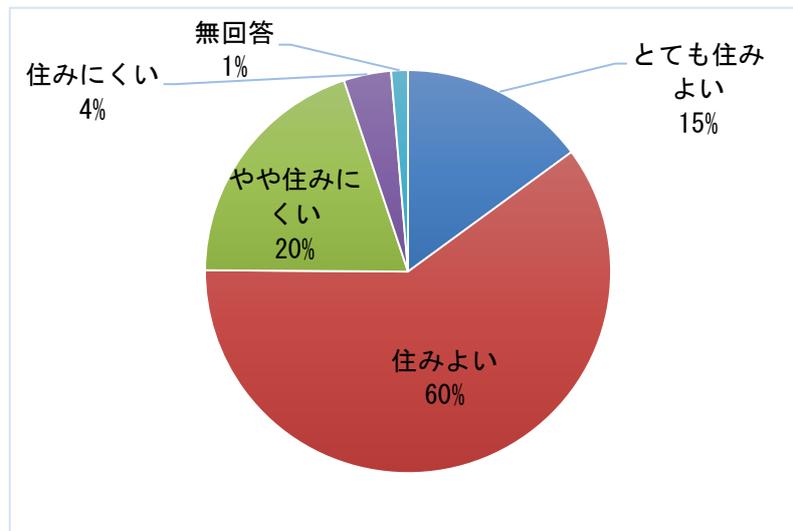


問3) あなたは、「天草市環境基本計画」を知っていますか。



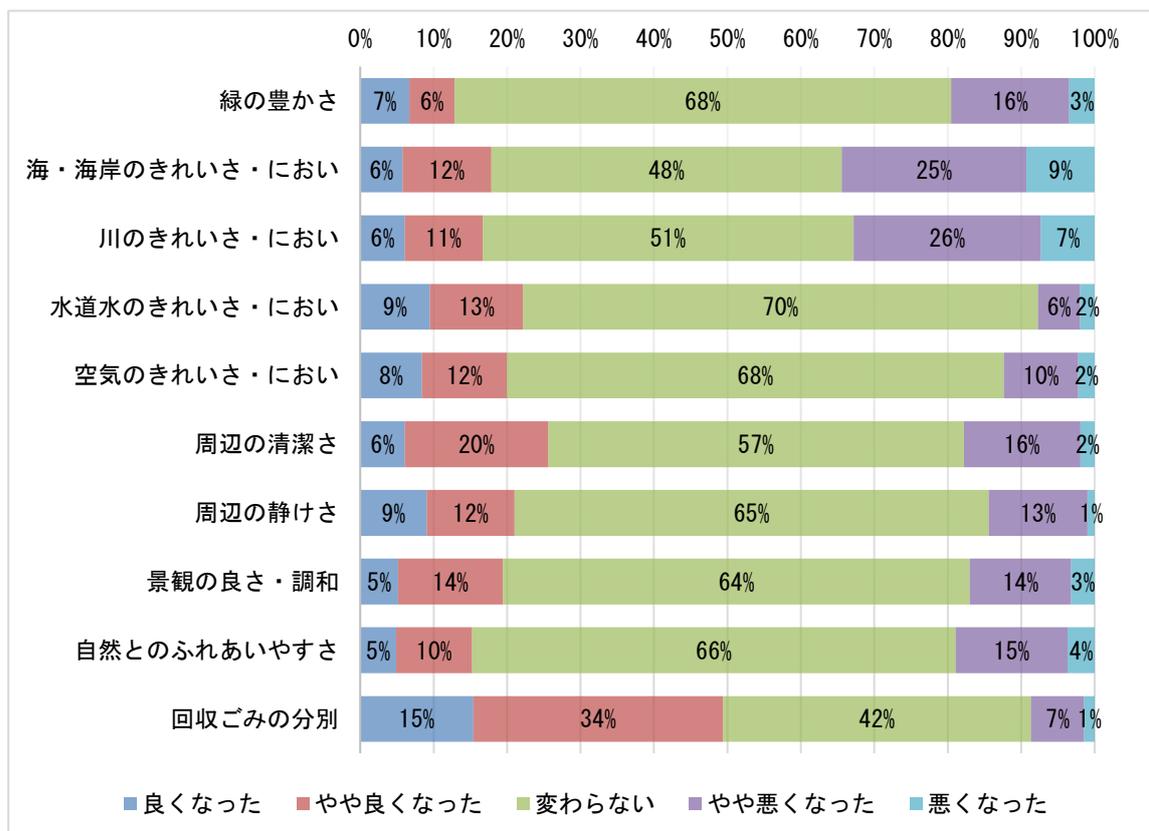
② 天草市内の環境に対する現状の満足度と今後の重要度

問4) あなたのお住まいの地域は、あなたにとって住みよいところですか。



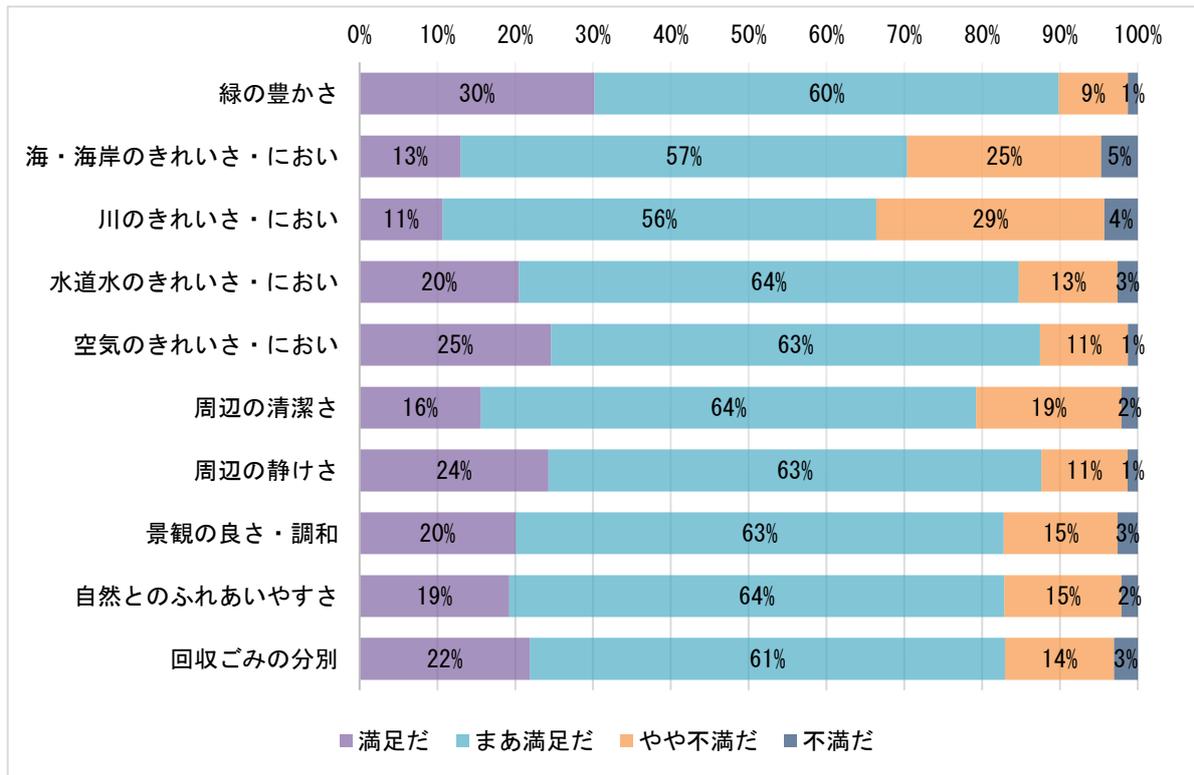
問5) 天草市に10年以上お住まいの方にお聞きします。

あなたがお住まいの地域の環境について、この10年間でどのように変化しましたか。
(それぞれあてはまるものを1つ選び、○をつけてください。)



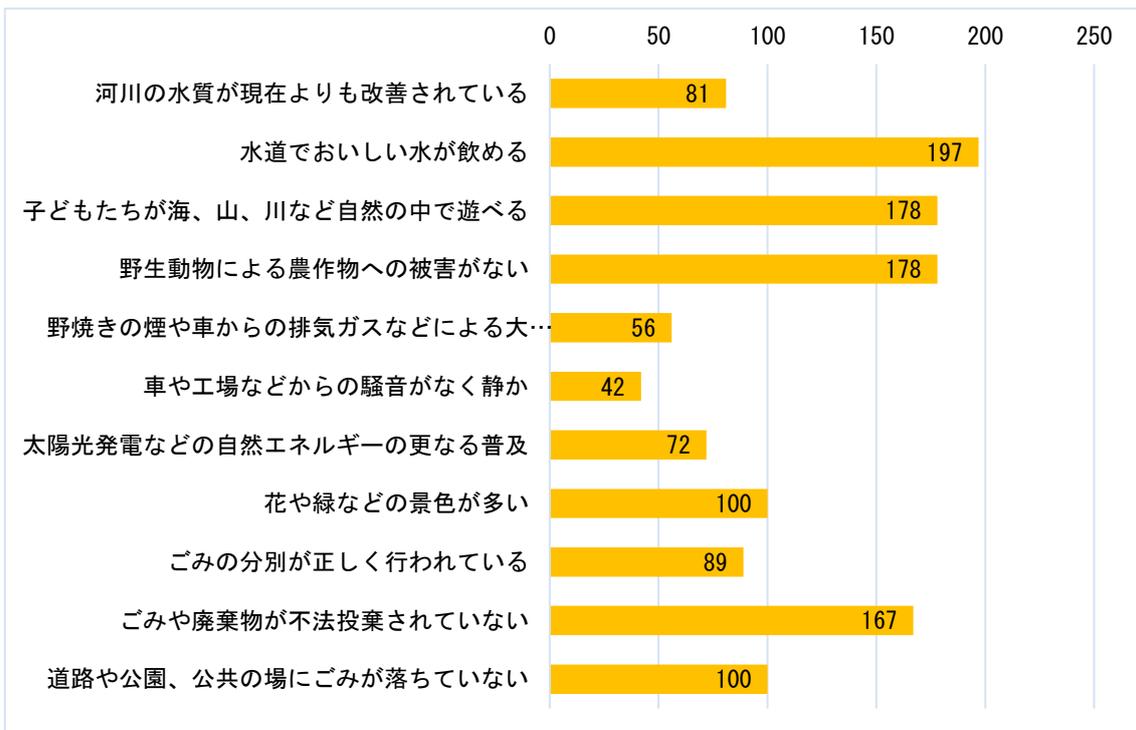
問6) あなたがお住まいの地域の環境について、どの程度満足されていますか。

(あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。)



問7) 10年後、あなたのお住まいの地域の環境がどのようなであつたらいいと思いますか。

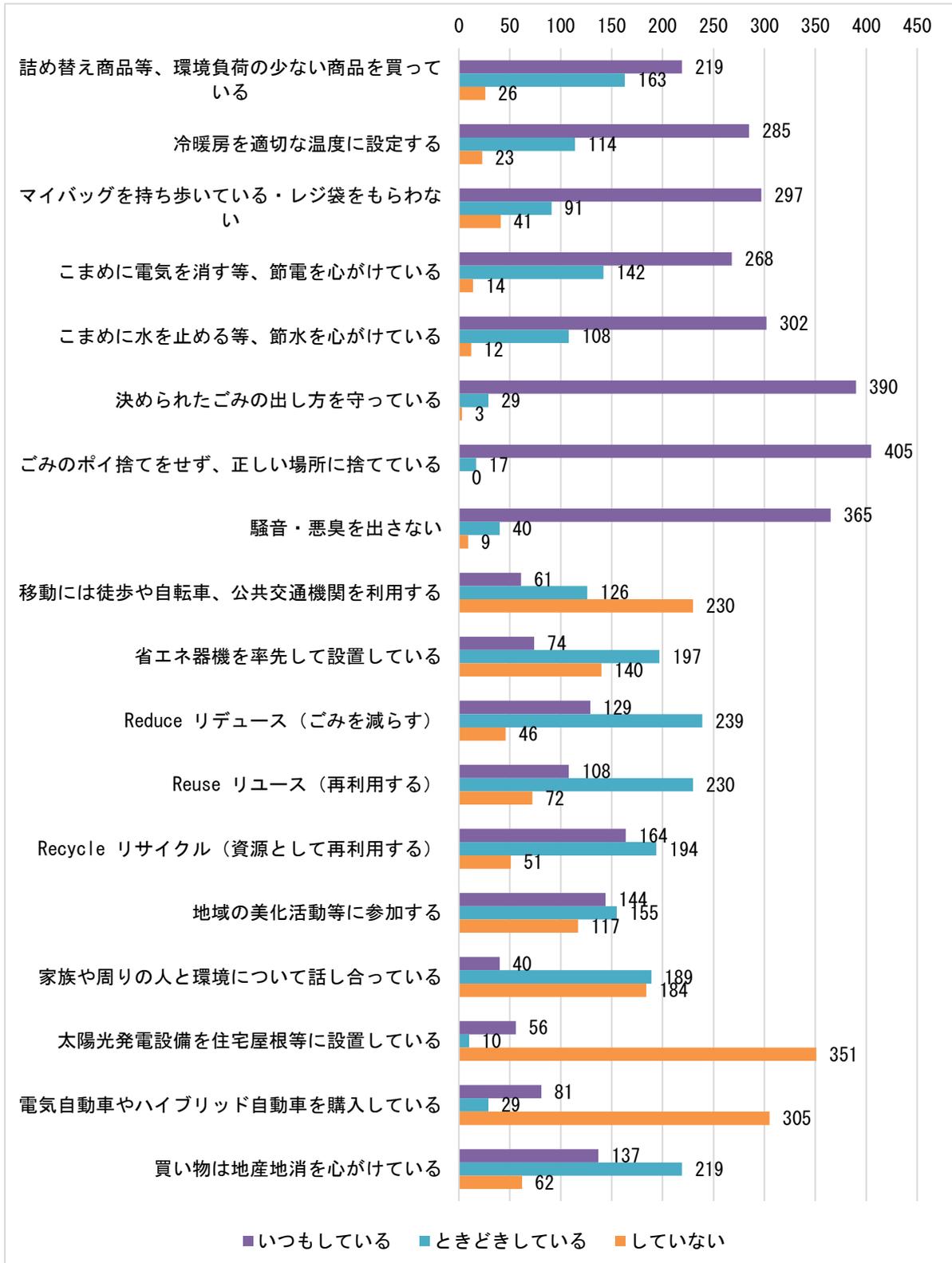
(あてはあるものを3つまで選び、○をつけてください。)



③ 環境に係る個人の取組について

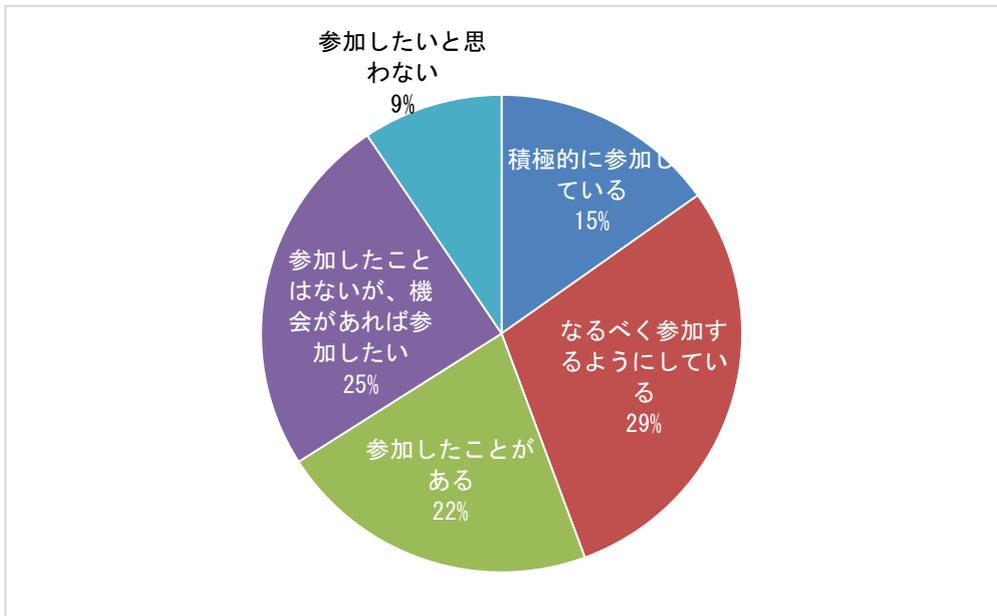
問8) あなたの日常生活における「環境に配慮した行動」について

(それぞれの項目であてはまる番号を1つ選び、○をつけてください。)

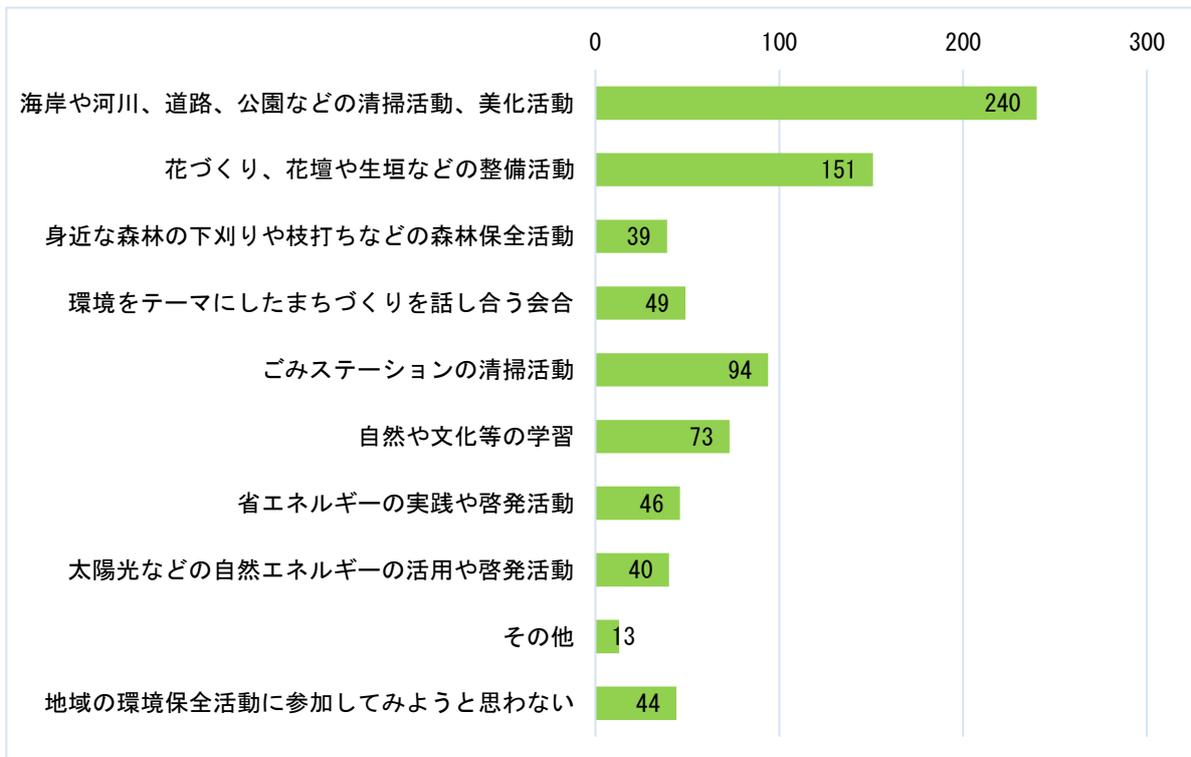


④ 環境への関心等について

問9) あなたは地域などで行われている環境保全活動に参加していますか。
(あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。)

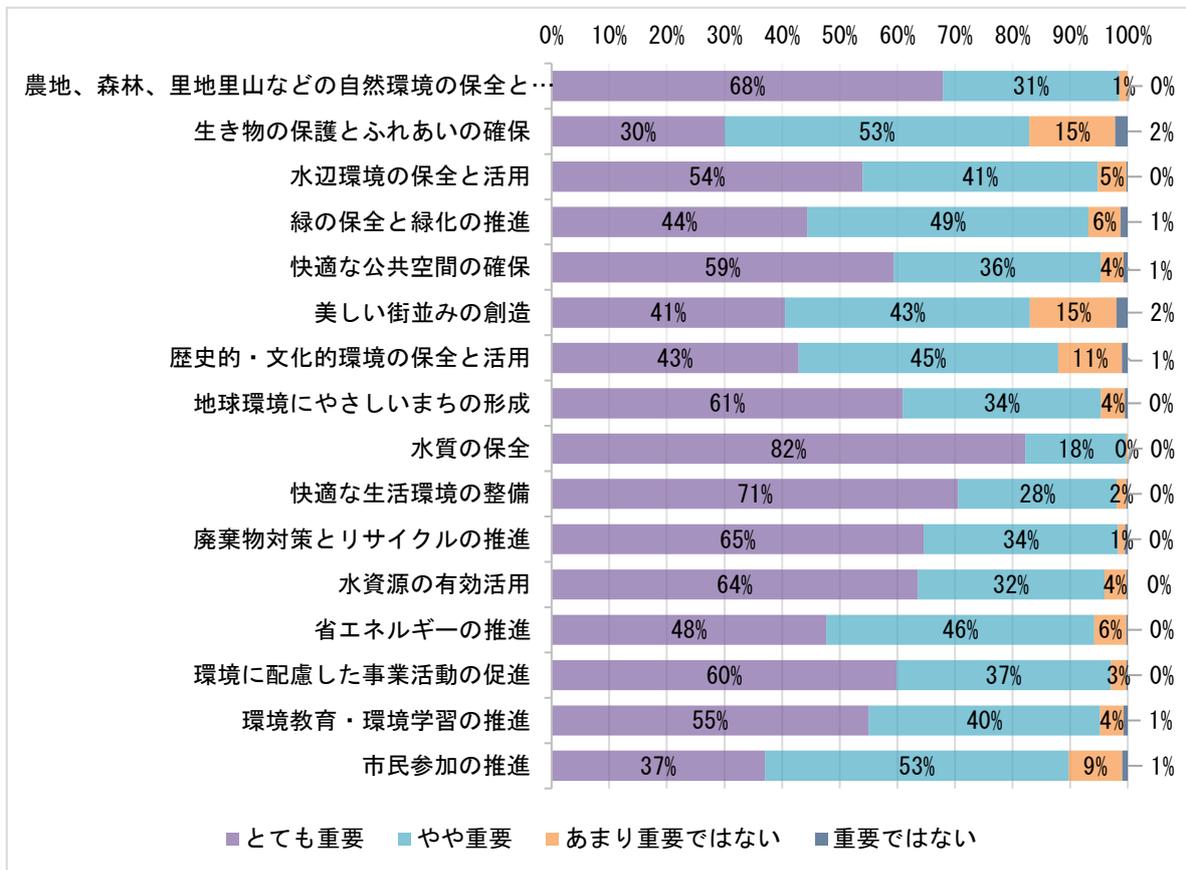


問10) あなたが今後参加してみようと思う地域の環境保全活動はどのようなものですか。
(あてはまるものをすべて選び、○をつけてください。)

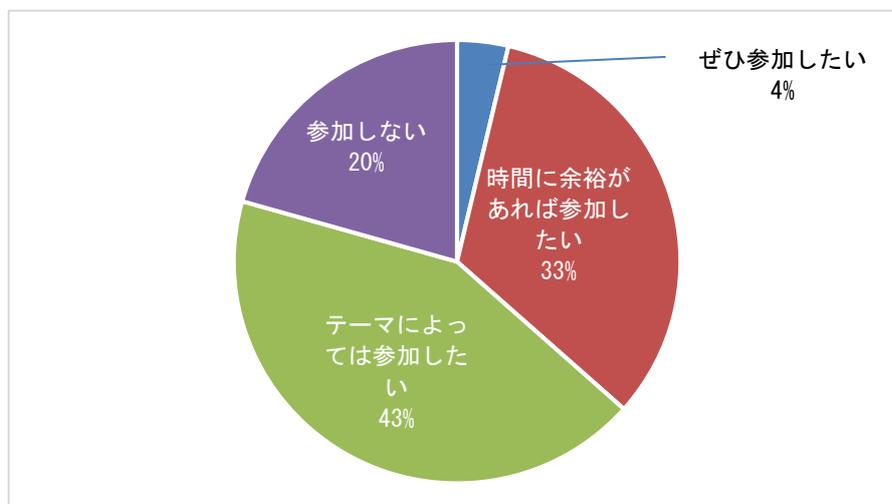


⑤ 環境を良くするための取組の重要度

問11) 天草市の環境を良くする取り組みについて、どのくらい重要とお考えですか。
 (それぞれの項目について、「重要度」の欄のあてはまる番号を1つ選び、
 ○をつけてください。)



問12) 今後、天草市において環境に関する学習会などを開催した場合、参加される意思はありますか。あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。



(6) 天草市での環境への取組に対する要望等

《空き家関係》

- ・増加する空き家対策（老朽化による台風等での倒壊・雑草、雑木の繁茂等）

《維持・保全活動関係》

- ・河川の土砂撤去
- ・山林・農地等の荒廃による環境悪化の改善
- ・野生動物による農作物の被害対策、イノシシの駆除対策
- ・地域猫の取り組み

《インフラ関係》

- ・道路の整備
- ・観光都市としての看板の刷新
- ・歩道、植樹帯、公園の適正管理

《学習・教育関係》

- ・啓発推進
- ・子どもと一緒に参加できる環境イベントの開催

《環境施設関係》

- ・不燃物等の最終処分場の整備

《環境整備関係》

- ・自然環境を活かした観光産業の充実、動植物園の整備
- ・子どもが安心して遊べる公園、水環境の整備

《環境保全関係》

- ・環境ポイント制度の創設（清掃活動等の活性化）
- ・海、川の環境保全、水質の保全対策
- ・減少生物等の調査
- ・住民による雑草等除去作業に係る補助制度の創設
- ・環境保全事業の地区振興会やまちづくり協議会への事業委託の検討

《下水関係》

- ・下水道施設の拡張整備
- ・合併浄化槽維持に係る補助制度の創設

《公害関係》

- ・野良猫の糞尿対策
- ・河川汚染対策

《ごみ・資源物関係》

- ・ごみ分別方法の簡略化
- ・海岸のごみ回収の対応
- ・リユース事業の創設
- ・普段住んでいない帰省者等へのごみの出し方の周知方法の検討

《再生可能エネルギー関係》

- ・温暖化抑止の推進

事業者アンケート結果

(1) 調査目的

本アンケートは、市内に所在する事業所が環境について実践していること、感じていることを把握し、第3次天草市環境基本計画の策定に反映していくための基礎資料とすることを目的に実施した。

(2) 調査内容

調査は、以下の内容について実施した。

- ① 基礎的事項
- ② 環境課題について
- ③ 事業所での環境への取り組みについて
- ④ 今後の環境への取り組みについて

(3) 調査の方法と期間

① 調査対象

市内に住所を有する事業所を対象に 800 事業所を抽出した。(特に業種別の割合等は考慮していない。)

② 配布と回収

アンケート調査票の配布、回収は郵送によって行った。

③ 回収期間

回収期間：令和6年11月1日～令和6年11月15日

※令和6年11月22日までに届いたアンケートを集計した。

(4) 回収結果

調査票の回収数は、434通、回収率は54%であった。

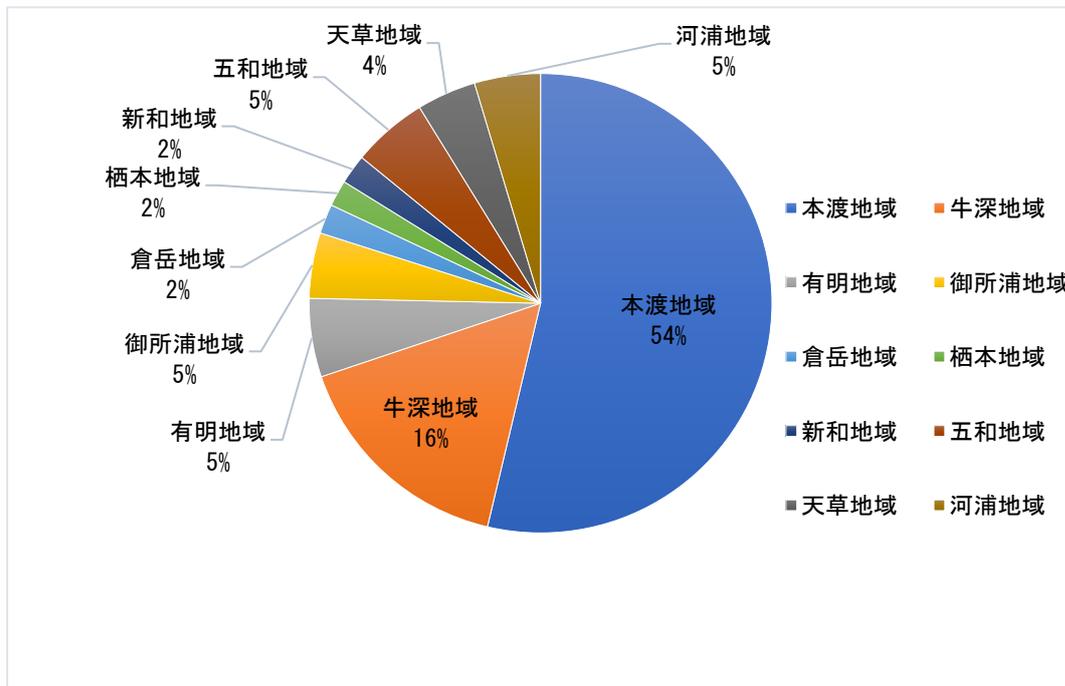
(5) アンケート調査結果

調査結果の図表中に掲載した比率は、小数点以下第1位を四捨五入しているため百分率の合計が100%にならない場合があり、合計表示と一致しない場合がある。

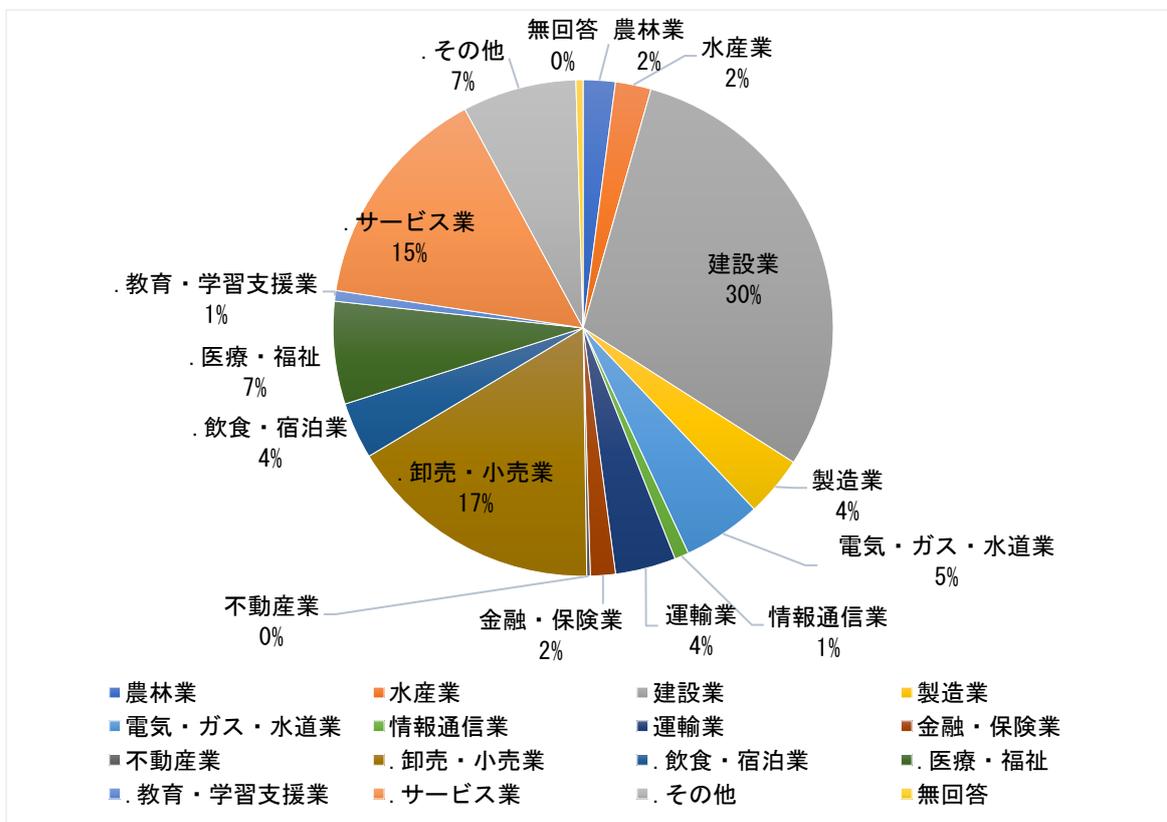
①基礎的事項

問1～問3 貴事業所について

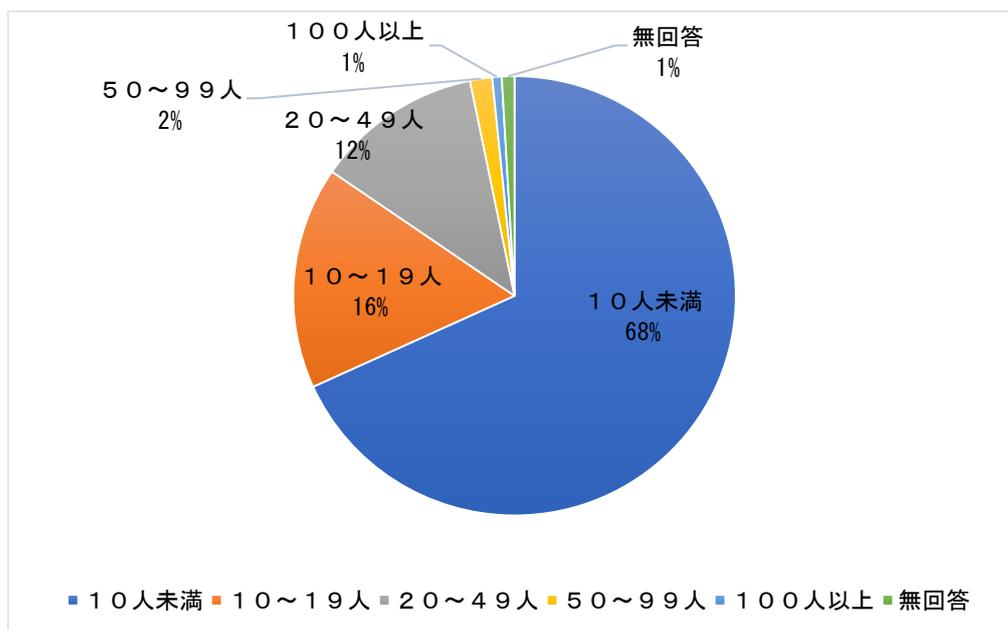
●所在地



●業種

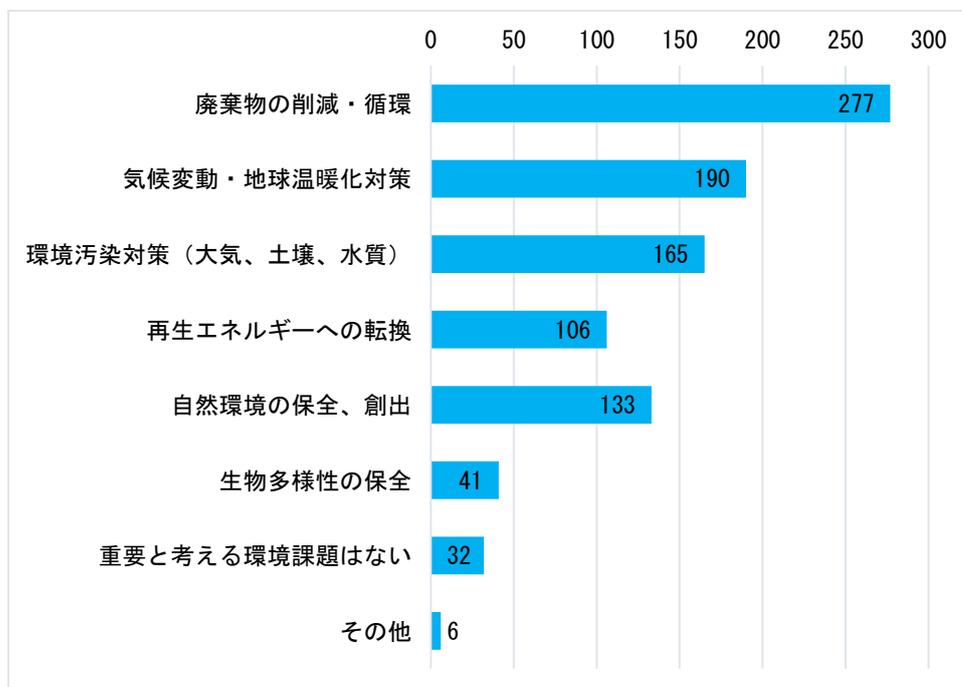


●市内事業所の従業員数（パートやアルバイトを含む）

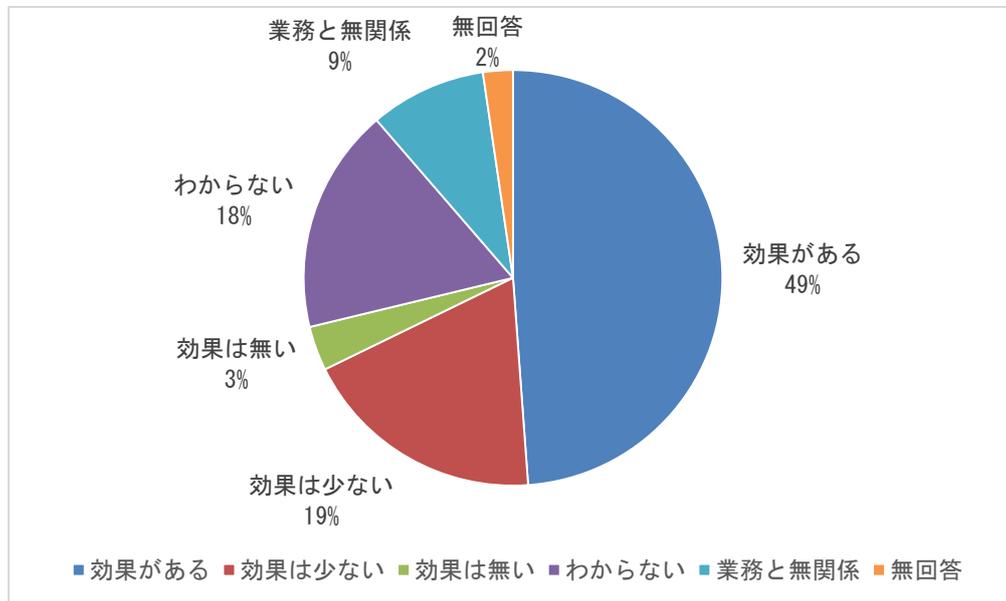


②環境課題について

問4 貴事業所の事業活動を継続する上で、重要と考える環境課題は何ですか。あてはまる番号をすべて選び○をつけてください。



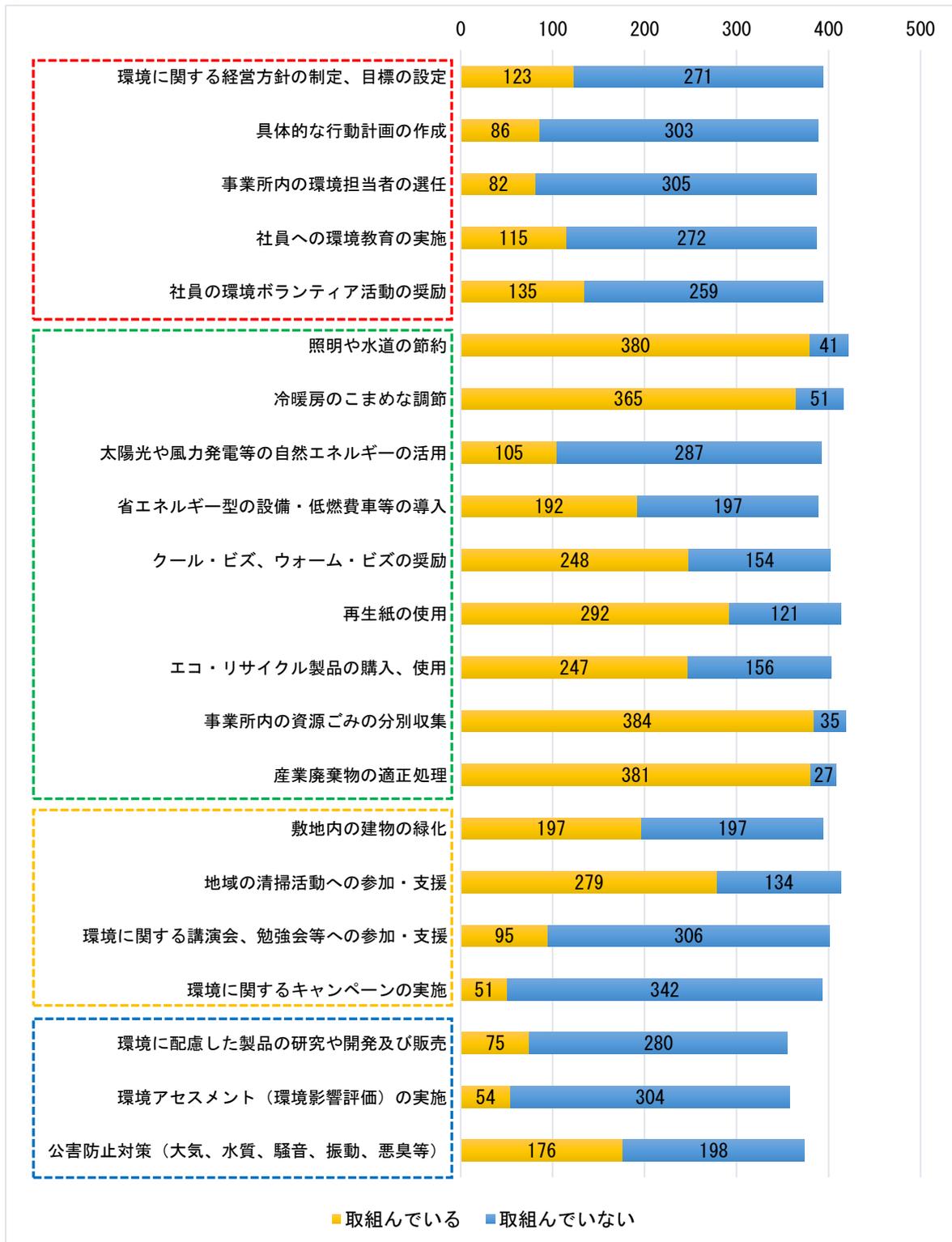
問5 脱炭素社会の実現に向け、様々な取組みが行われています。その中で「宅配ボックス」の設置により、宅配便の再配達によるCO₂の排出の増加を抑えるという取組みがありますが、その効果について、あてはまる番号に1つ○をつけてください。



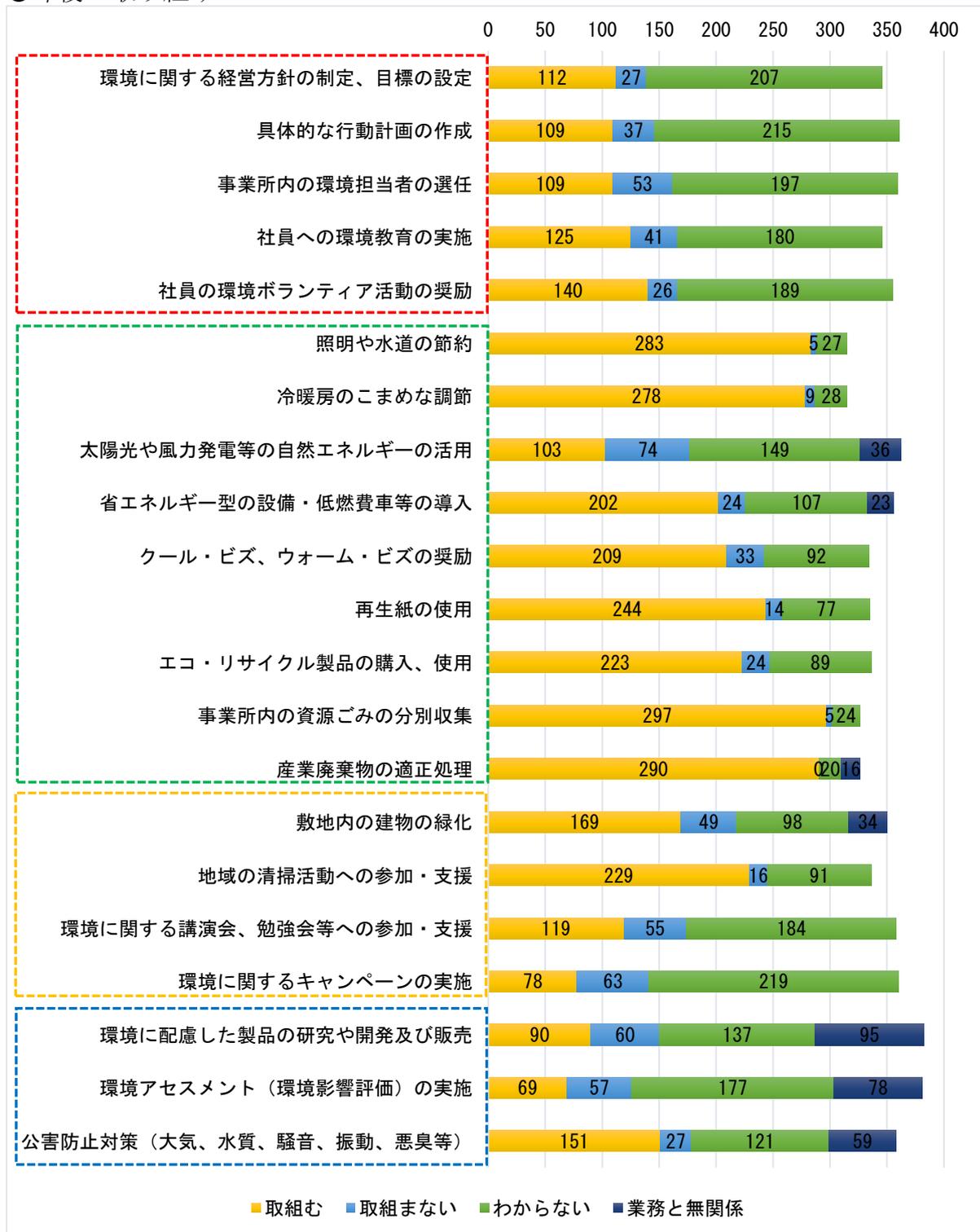
③事業所での環境への取り組みについて

問6 貴事業所では、現在、環境に関する活動に取り組んでいますか。また、今後どのようにお考えですか。それぞれの項目について、「現在」と「今後」、「業務内容と無関係」のそれぞれの欄のあてはまる番号に1つ〇をつけてください。

●現在の取り組み状況



●今後の取り組み



※問6の表について

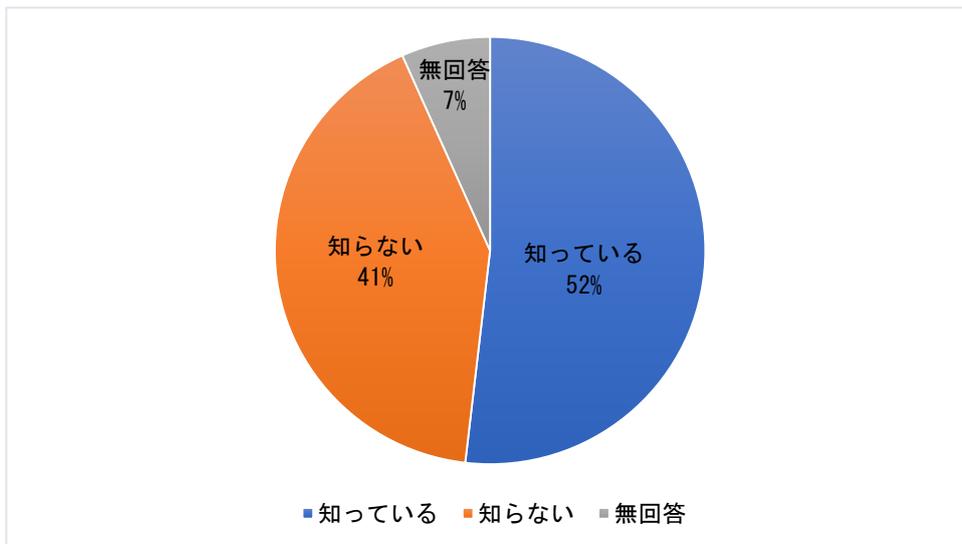
- ・・・環境に関する経営内容
- ・・・省エネルギー活動・新エネルギーの活用
- ・・・環境保全活動
- ・・・環境に配慮した事業活動

問7 事業者の皆さんが自主的に環境保全の取組みを継続的に進めていくための仕組みとして、「環境マネジメントシステム」があります。このことについてご存知ですか。

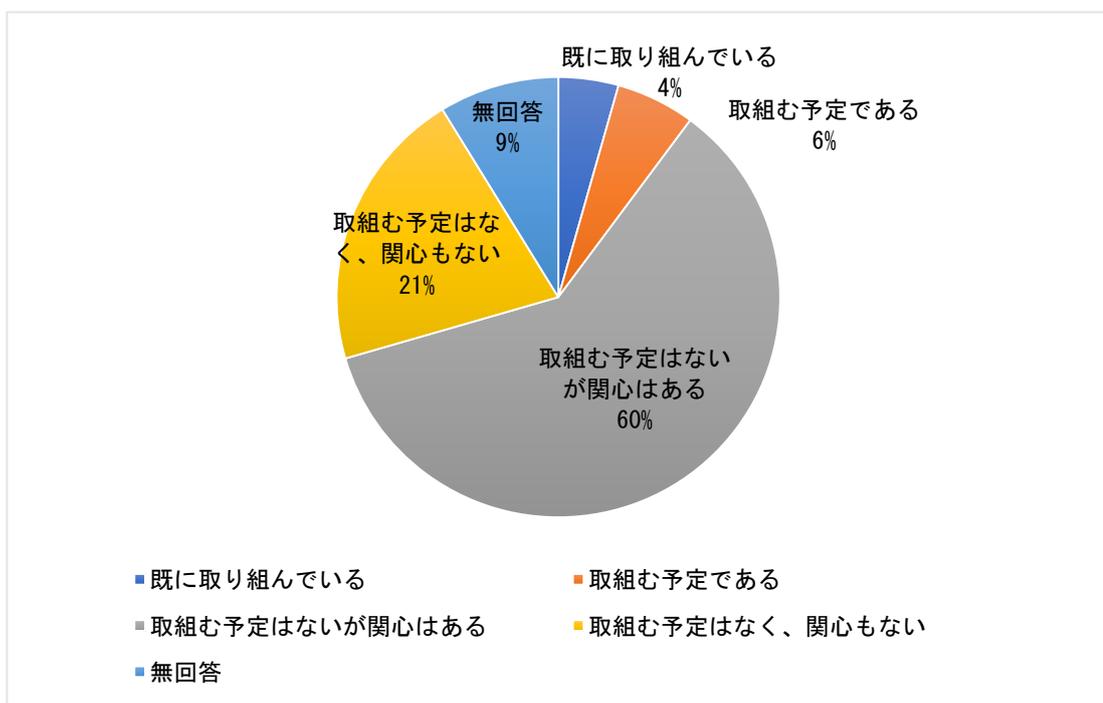
1) IS014001 規格

事業者の活動に伴う環境負荷を軽減するために、環境に関する方針や目標の作成、その具体化のための組織や責任、進行状況などの基準を定めた国際規格。

●認知度



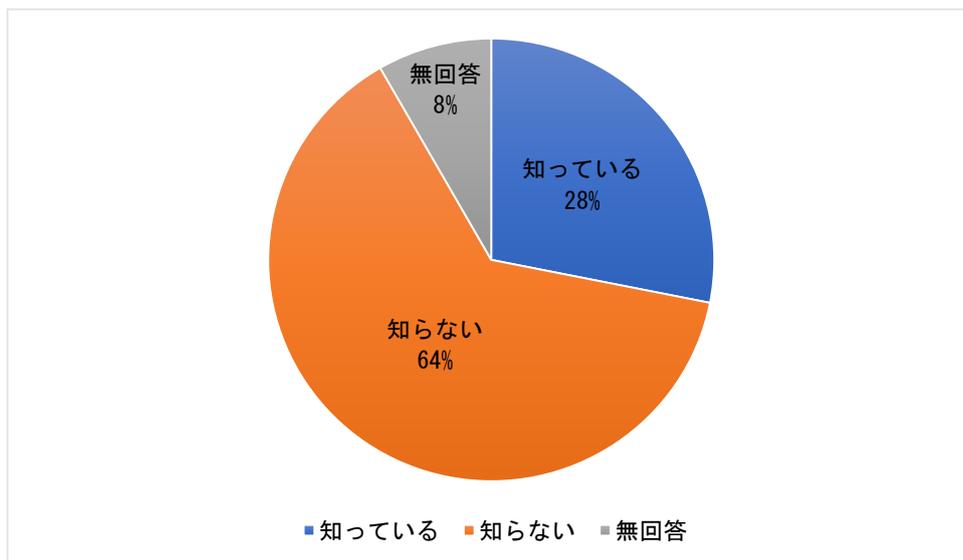
●取組状況と今後の予定



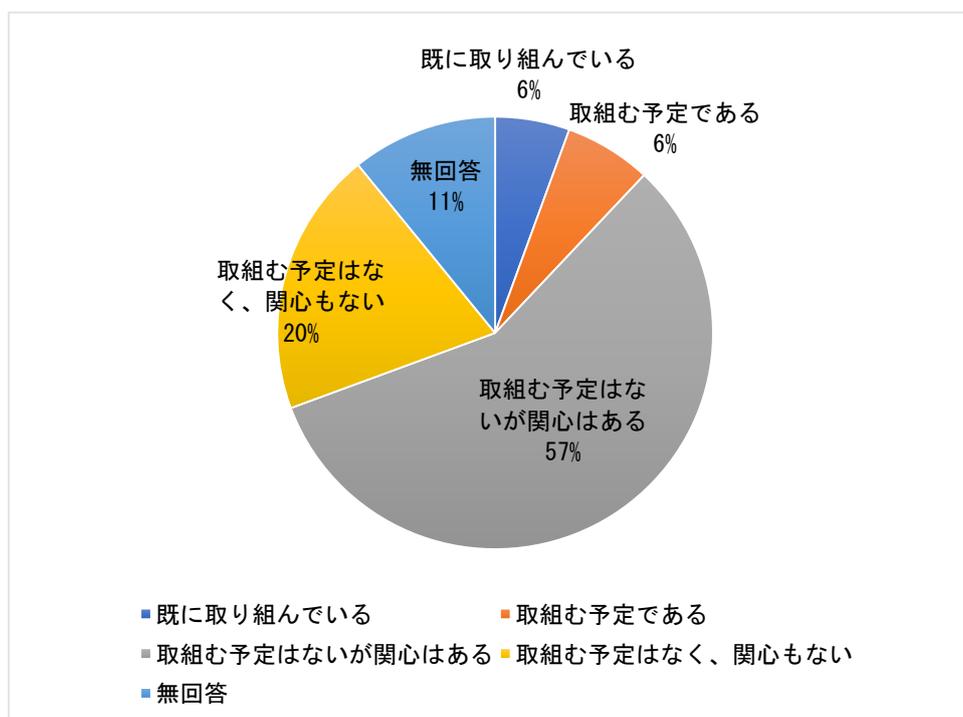
2) 環境活動評価プログラム（エコアクション 21）

環境省が定めた中小事業所向けの環境マネジメントシステムの認証・登録制度。
ISO14001 よりも比較的容易に取り組むことができる。

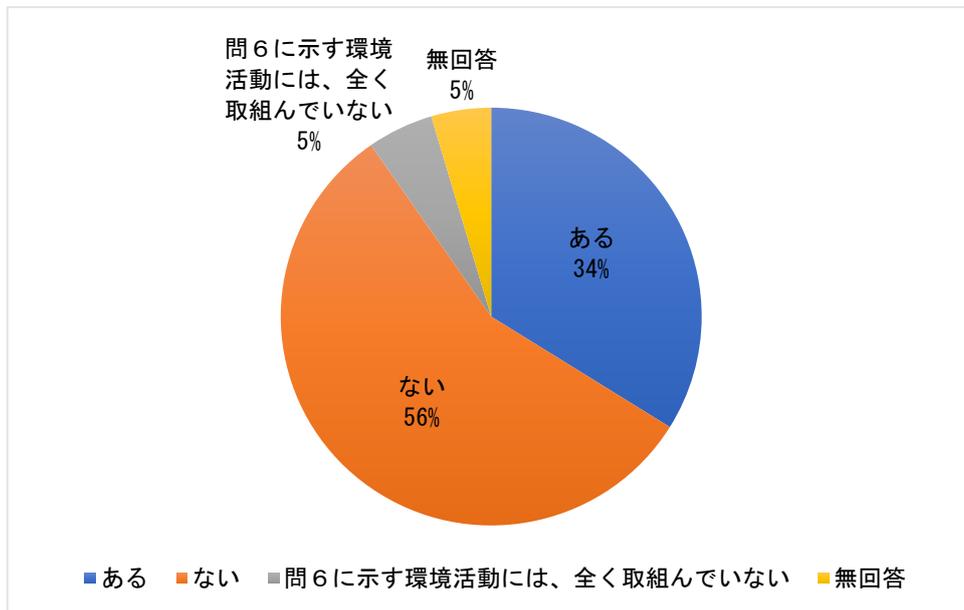
●認知度



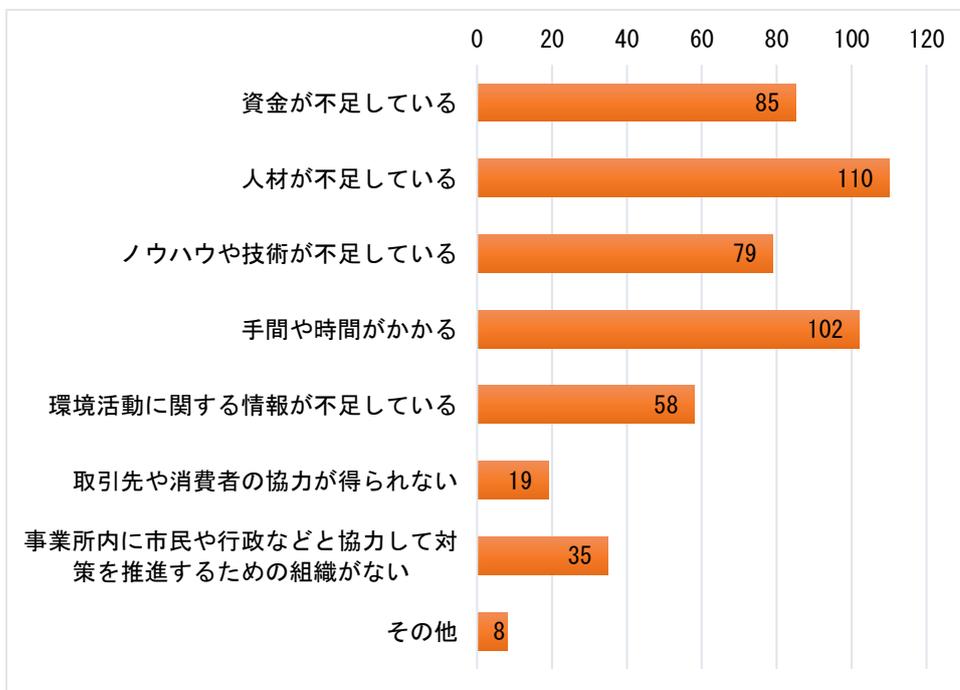
●取組状況と今後の予定



問8 貴事業所が環境活動を進めるうえで、問題となっていることがありますか。

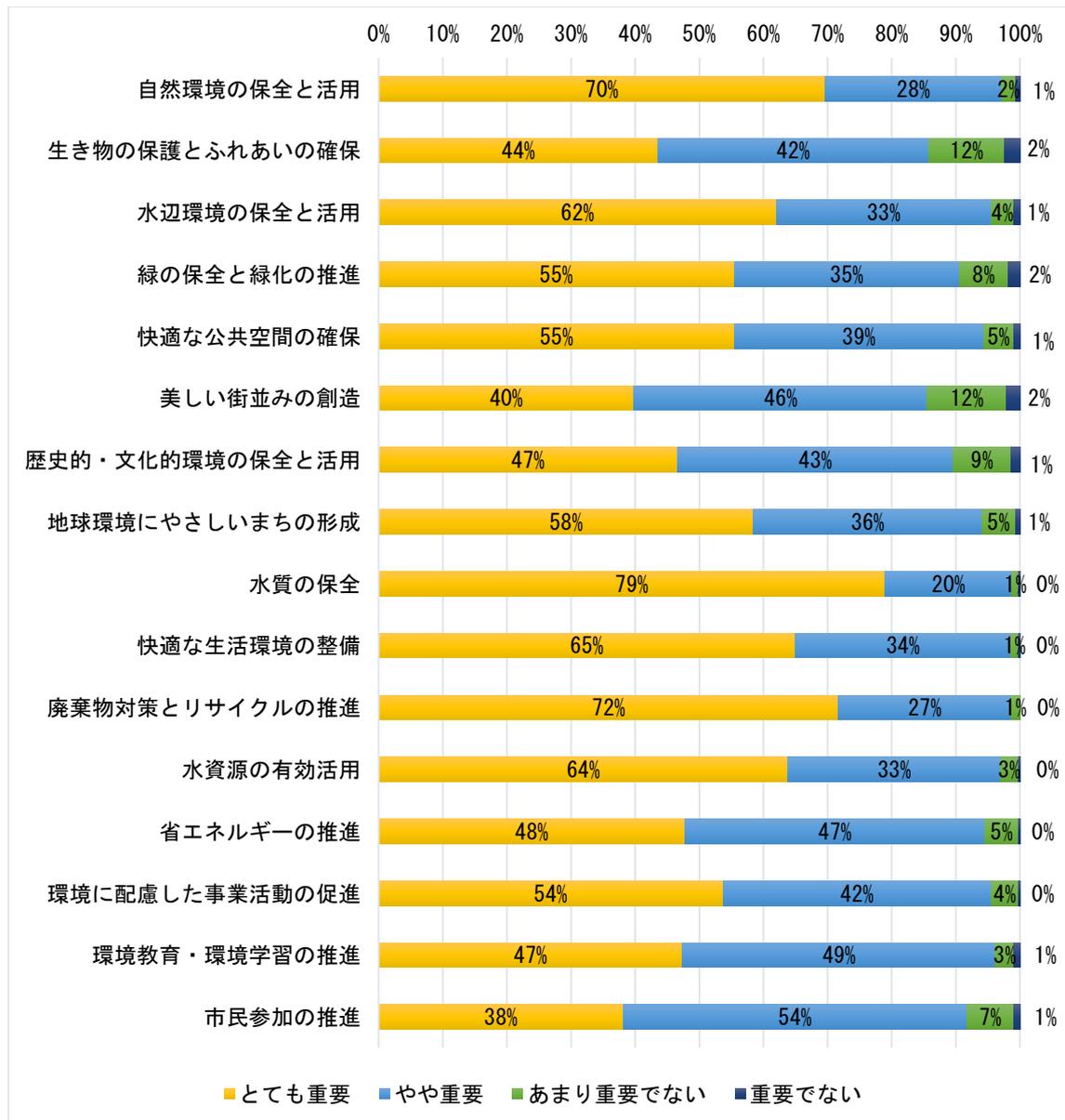


問8-2 問8(1)で『1. ある』とお答えの方にお尋ねします。
 貴事業所が環境活動を進めるうえで、問題となっていることは何ですか。
 問題となっていることをすべて選んで番号に○をつけてください。



④今後の環境への取り組みについて

問9 天草市が進めているよりよい環境づくりに向けた取組みについて、どのくらい重要とお考えですか。



用語解説

あ

ISO (P52, 54)

国際標準化機構（ISO、本部：ジュネーブ）が定める環境マネジメントの国際規格。

環境マネジメントシステムの仕様を定めた規格で、PDCA サイクルを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していく。

赤潮 (P16, 28)

プランクトンが異常増殖して、海水が変色する現象。魚介類の大量死をもたらすなど、水産業に大きな被害を与える。

え

エコツーリズム (P49)

自然環境や歴史・文化を体験し、学ぶとともに、地域の自然環境や歴史・文化の保全に責任を持つ観光のありかたのこと。

エコドライブ (P51, 52, 70)

急発進・急加速をしないなどの環境に配慮した運転のこと。

お

オゾン層 (P52)

大気中のオゾン(O₃)の大部分は、成層圏に集まっており、オゾン層と呼ばれている。

オゾン層は太陽光に含まれる紫外線のうち有害なもの大部分を吸収し、地球上の生物を守っている。

近年、冷蔵庫の冷媒や発泡剤などに広く利用されていたクロロフルオロカーボン(CFC)などのフロン類により破壊されている事実が明らかになり、人や生物の健康への影響が懸念されている。

温室効果ガス (P6, 15, 22, 39, 51, 57, 58, 59, 63, 65, 70)

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する性質を持ち、地表を暖め、一定の平均気温に保つ働きをしている。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC_s)、パーフルオロカーボン類(PFC_s)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の7物質を温室効果ガスとして規定している。

か

カーボンニュートラル (P15, 26, 27, 36, 51, 57, 59)

二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出量と、森林等の吸収量を差し引いてゼロを達成すること。温室効果ガス排出量実質ゼロと同義で使われている。

合併処理浄化槽 (P43)

し尿と共に台所、風呂などからの生活排水を浄化する処理設備。

具体的には、し尿や生活雑排水を沈殿分解し、あるいは微生物の作用による腐敗または酸化分解などの方法によって処理し、それを消毒して放流する小型の施設。

環境基準 (P21, 28, 45, 47)

環境基本法第16条で、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定義されている行政上の目標。

環境基本法 (P3)

環境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めたもの。

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的として平成5(1993)年に制定された。

環境負荷 (P5, 15, 29, 43, 69)

人の活動が環境に与える負担のこと。環境負荷には、汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然景観が著しく損なわれることによるものなどがある。

環境保全型 (P20, 34)

可能な限り環境に負荷を与えない産業活動。例えば農業の場合、農業の持つ物質循環機能をいかし、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

き

気候変動 (P14, 15, 25, 26, 39, 51, 54)

温室効果の高まりによって地球の平均気温が上昇して地球温暖化が進み、地球全体の気候が変わること。人為的な温室効果ガスの排出が重大な要因とされている。

協働 (P5, 16, 71)

市民事業者、行政などの社会を構成する各主体が立場と役割を相互に理解し、一つの目的に向かって協力、連携して取り組むこと。

く

グリーンカーボン (P26, 51, 60, 62, 63, 64)

陸地において森林、草原等の陸上生態系が、光合成によって大気中のCO₂を吸収し、取り込まれ貯留される炭素のこと。吸収量を最大化させるために、森林の保全や再生、持続可能な森林管理が必要とされる。

グリーン製品の購入 (P56)

商品やサービスを購入する際に必要性を考慮して、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に選んで購入すること。

グリーン製品の購入の際には、エコマークなどの環境ラベルが一つの目安になる。

グリーンツーリズム (P34)

農山漁村に滞在し、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。平成6年にグリーンツーリズムの振興を支援する法律「農山漁村余暇法」が制定され、農林漁業体験民宿の登録が制度化された。

こ

光化学オキシダント (P43, 47)

工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物、炭化水素等の一次汚染物質が太陽光線に含まれる紫外線により化学反応（光化学反応）を起こしてできるオゾンやペルオキシアセチルナイトレートなどの酸化物の総称。

光化学オキシダントは人の健康や植物の育成に影響を及ぼすため、大気環境基準が定められている。

公共下水道 (P43)

公共下水道は、主として市街地における雨水を排除するとともに、人間の生活活動や、生産活動により発生する汚水を主として道路の地下に敷設した管きょ（大部分が暗きょ）で排し、終末処理場で処理又は流域下水道に接続するもので、事業主体は原則として市町村である。

さ

再生可能エネルギー (P26, 27, 51, 52, 56, 62, 64, 69, 70)

「エネルギー源として持続的に利用することができる」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーとなっている。

里海 (P16, 27, 28, 29, 37, 49)

昔ながら自然の豊かな恵みを利用しながら生活してきている里地里山と同様に、人の暮らしと強いつながりがあり、人の手が加わることによって、生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域のこと。

里地里山 (P15, 16, 20, 27, 28, 31, 37, 4, 52)

都市と奥山の間位置し、農林業者など人の手で管理されてきた地域で集落とその周囲の森林（二次林）、農地、ため池、草地などで構成される。

動植物の繁殖地や希少生物のすみかの役割も果たし、国土の約4割を占めているが、農村の過疎化で近年、荒廃している。

30・10(さんまるいちまる)運動 (P40, 41)

宴会時の食べ残しを減らすため、乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き10分前になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて食品ロスの削減を図る運動のこと。

し

CO₂(二酸化炭素) (P16, 22, 26, 31, 43, 51, 52, 53, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 68, 69)

常温常圧では無色、無臭の気体で水に溶けて炭酸となり弱い酸性を示す。石炭、石油、天然ガス、木材などの炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する。地球温暖化の最大の原因物質として問題になっている。

COD (P21, 48, 45)

Chemical Oxygen Demand の略称で化学的酸素要求量。海域や湖沼、工場排水の汚染具合を示す数値目標で、水中の有機物（汚染物質）を分解するために必要な酸化剤の量を、それに相当する酸素の量で表したものの。

数値が大きいほど、汚染が進んでいることを意味する。

循環型社会 (P4, 14, 15, 20, 25, 27, 39, 51)

廃棄物等の発生抑制、資源の循環的利用と適切な処分がなされ、環境負荷が少ない社会システムのこと。

循環型社会を形成するために、「循環型社会形成推進基本法」が平成 12 (2000) 年に制定された。

省エネルギー (P5, 26, 27, 49, 51, 52, 54, 69)

ガス・石油・電力などのエネルギーを節約してエネルギーの消費を減らすこと。

新エネルギー (P49)

石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。

新エネルギーには、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギーなどがある。

す

水源のかん養 (P31)

雨水が地表や水中へ一時的に蓄えられ、徐々に地下へ浸透することで雨水が直接河川に流入するのを防ぎ、下流における洪水を防止し、地下へ浸透する際に雨水が浄化される働きのこと。

水質汚濁 (P4, 29, 43, 44, 46)

人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出され水質が汚濁すること。

3R(スリーアール) (P15, 25, 39, 40)

大量廃棄社会から循環型社会への転換が求められる中で、ごみの減量やリサイクルの促進へ向けて定式化された行動目標を表す標語。

発生抑制 (reduce、買う量や使う量を減らすこと)、再使用 (reuse、使えるものは繰り返し使うこと)、再生利用 (recycle、再び資源として生かすこと) の英語の頭文字に由来する。

この順で環境負荷削減効果が大きく、優先的に取り組まれるべきとされる。

せ

生態系 (P4, 17, 26, 36, 37, 51)

ある地域に生息する生物群集(同じ場所で生活している色々な種の個体群)とそれを取り巻く無機的環境(気象・土壌・地形・光・温度大気など)を合わせた一つのまとまりのこと。

生物多様性 (P4, 17, 26, 36, 37, 51)

ある地域の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。

同じ環境のもとでは、多様な生物が生息するほど生態系は健全であると考えられ、希少な種を保護するだけでなく、多様な生物が生息する環境そのものを保全することが重要であると考えられている。

生態系(生物群集)、種、遺伝子(種内)の3つのレベルの多様性により捉えられる。

ZEB (P51, 53)

ネットゼロエネルギービル (Net Zero Energy Building) の略称。快適な室内環境実現しながら建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

ZEB Ready (P53, 69)

『ZEB』を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物のこと。

ゼロ・エミッション (P40)

工場などで排出物をゼロにすること。あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。

た

ダイオキシン類 (P43, 47)

廃棄物の焼却等の過程で非意図的に生成される化学物質で 210 種の有機塩素化合物を総称するもの。脂溶性で分解しにくい性質を持つことから、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有するといわれている。

大気汚染 (P4, 26, 43)

石油などの化石燃料の燃焼などの生産活動などで排出される汚染物質による大気の汚染。

脱炭素社会 (P15, 22, 26, 27, 51, 69)

人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。

ち

地下水汚染 (P27, 43, 46, 47)

工場排水や生活排水等による有機塩素化合物、重金属及び硝酸性窒素等により、地下水が汚染されている状態のことをいう。地下水の水質は一般に表流水より良好であるが、汚染されると回復が困難である。地下水の水質汚濁に係る環境基準は、トリクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等 28 項目が定められている。

地球温暖化 (P2, 3, 4, 6, 15, 16, 28, 31, 36, 52, 54, 55, 57, 58, 63, 68, 69, 70)

現代の産業社会における多量の石炭や石油などの消費に伴い、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増加することにより、地球の平均気温が上昇することをいう。「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)の予測によれば、1986 年から 2005 年を基準とした 2081 年から 2100 年における世界平均地上気温の上昇幅が 0.3~4.8℃、平均海面水位の上昇幅が 26~82cm と予測されている。温暖化によって、生態系、食料生産をはじめ社会全体に広範かつ深刻な影響を及ぼすことが予測されている。

地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法) (P2, 3, 15, 57, 58, 70)

平成 10 (1998) 年に公布され、いわゆる地球温暖化防止京都会議 (COP3) で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた。平成 28 (2016) 年の改正で、普及啓発を強化するという国の方針を明示し、所要の規定を整備するとともに、国際協力を通じた地球温暖化対策の推進、地域における地球温暖化対策の推進のために必要な措置などが盛り込まれた。

地産地消 (P4, 27, 34, 35, 51, 52)

地域で生産されたものをその地域で消費するだけでなく、地域で生産された農産物などを地域で消費する活動を通じて農業者と消費者を結びつけようとする取り組み。

窒素酸化物 (P21, 43, 45)

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO₂)、一酸化二窒素 (N₂O)、三酸化二窒素 (N₂O₃)、五酸化二窒素 (N₂O₅) などが含まれる。

通称、ノックス (NO_x) ともいう。大気汚染物質としての窒素酸化物は一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO₂) が主である。工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であるが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化される。窒素酸化物 (NO_x) は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物 (SO_x) と同様に酸性雨の原因にもなっている。

また、一酸化二窒素 (亜酸化窒素 (N₂O)) は、温室効果ガスの一つである。

と

土壌汚染 (P4, 27, 45, 46, 47)

人の事業活動やその他の活動に伴い、土壌中に有害物質が残留、蓄積することにより、土壌が有害な水質を浄化し地下水をかんようする機能や食料を生産する機能を阻害することを土壌汚染という。

土壌汚染に係る環境基準は、カドミウム、トリクロロエチレン等 27 項目が定められている。

な

南蛮文化 (P7)

安土桃山時代から江戸時代初期にかけて、西洋人からもたらされた文化のこと。

に

二酸化硫黄 (P2143, 45)

刺激臭のある無色の気体で別名は亜硫酸ガス。不純物として石炭中に最大 2.5%程度、原油中に最大 3%程度含まれる硫黄の酸化によって、石炭や石油などの燃焼時に発生する。

また、鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出される。主要大気汚染物質の一つとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。

二酸化硫黄による汚染大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。

二酸化窒素 (P43, 47)

大気中の窒素酸化物の主要成分で、常温以上で赤褐色の気体。代表的な大気汚染物質であり、主に呼吸器系統への健康被害を引き起こす原因となる。光化学オキシダントの原因物質でもある。

ね

ネット・ゼロ (P63, 68)

ネット・ゼロとは、正味・実質という意味の英単語「net」と排出量ゼロの「zero」を組み合わせた言葉。再生可能エネルギーや省エネの導入により、そもそもの温室効果ガスの排出量を削減するとともに、発生した温室効果ガスをグリーンカーボンやブルーカーボンの吸収・固定量によって、活動全体の排出量が差し引きゼロになっている状態を指す。

の

野焼き (P43, 47)

廃棄物の分野においては、屋外で廃棄物を焼却する行為のこと。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では原則禁止されているが、公益上あるいは社会慣習上やむを得ないものや周辺地域の生活環境に与える影響が軽微なものについては、例外とされている。

は

バイオマス (P52, 60)

生物資源（バイオ）と量（マス）を合わせた造語。農林水産物、もみ殻、畜産廃棄物、食品廃棄物、木くずなど再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く）の総称。

バイオマスを利用したエネルギーをバイオマスエネルギーといい、木、穀物、糞尿、植物油、藻などの原料がある。

また、廃食用油など植物性の油から精製される燃料をBDF（バイオディーゼル燃料）という。

生ごみ、剪定枝、古紙、木質廃材、食品廃棄物、農林漁業の有機性廃棄物、糞尿・汚泥など廃棄物を起源とするバイオマスを廃棄物系のバイオマスという。

廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物) (P2, 4, 15, 16, 19, 25, 26, 27, 39, 40, 42, 43, 47, 51, 57, 58, 59, 64, 65, 66, 71)

廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体及びその他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）と定義されている。

（「廃棄物処理法第2条」）

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される。

産業廃棄物は、事業活動によって生じた廃棄物のうち、法令で定められたものをいう。

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物で、主に家庭から発生する生活系ごみであり、オフィスや飲食店等から発生する事業系ごみも含まれる。

ひ

BOD(生物化学的酸素要求量) (P21, 45)

水中の有機物が微生物の働きによって分解される時に消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標。この値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを示している。

BODの高い水は生物的に分解されやすい有機物を多量に含んでいることを示し、このような水が河川に流入すると、水中の酸素が多く消費され、生物の生存がおびやかされる。

ヒートアイランド現象 (P47)

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。コンクリートやアスファルトなどへの熱の蓄積、車やエアコンなどからの排熱、緑や水面の蒸発散が少ないことなどによって生じる。

干潟 (P37)

海域などにおいて干出と水没を繰り返す砂または泥が堆積した場所のこと。

干潟はその地形的な特性に基づき、おおよそ前浜干潟、河口干潟、潟湖干潟の3つのタイプに分けられる。

日本では、その大部分が前浜干潟か河口干潟であり、前浜干潟は波浪が少ない内湾に発達し、河口干潟は川の土砂が堆積してできる。水産資源・海洋生物や水鳥などの生息場所としてのみならず、水質浄化機能などの重要な役割をもっている。

光害 (P47)

過剰または不要な光による公害のこと。天体観測に影響を及ぼしたり、生態系を混乱させたり、あるいはエネルギーの浪費の一因となるというように様々な影響がある。

PDCA サイクル (P2, 73)

事業活動などにおける管理業務を円滑に進めるための手法の一つで plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことで、継続的改善を図るもの。

PFOS・PFOA (P2, 73)

PFOS はペルフルオロオクタンスルホン酸、通称ピーフォス。PFOA はペルフルオロオクタン酸、通称ピーフォア。2000 年代はじめ頃まで、例えば PFOS は金属メッキ処理剤、泡消火薬剤等に、PFOA は、撥水材や界面活性剤等、様々な用途で使用されてきた。いずれも難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質をもつため、2009 年以降、環境中での残留性や健康影響の懸念から国際的に規制が進み、現在では日本を含む多くの国で製造・輸入等が禁止されている。国内で新たに作られることは原則ないが、公共用水域や地下水等から検出されることがある。

ふ

不法投棄 (P39, 40, 41)

廃棄物を違法に山林や原野などに投棄すること。

浮遊粒子状物質 (P21, 25)

すす、土埃、花粉など粒子状態で大気中に存在する物で、粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものは大気中の滞留時間が長く、呼吸により気管や肺に入りやすいことから、特に浮遊粒子状物質として区別している。呼吸器系への影響が大きく、せき、たん、呼吸困難などを引き起こす原因物質のひとつといわれている。

ブルーカーボン (P26, 51, 60, 61, 62, 63, 64)

沿岸・海洋生態系が光合成により CO_2 を取込、その後、海底や深海に蓄積される炭素のことを、ブルーカーボンと呼ぶ。2009 年に公表された国連環境計画 (UNEP) の報告書「Blue Carbon」において紹介され、大気中の CO_2 吸収源対策の新しい選択肢として提示された。ブルーカーボンの主要な吸収源としては、藻場 (海草・海藻)、塩性湿地・干潟、マングローブ林が挙げられており、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれる。

へ

HEMS (P53)

ホームエネルギーマネジメントシステム (Home Energy Management System) の略称。家庭でのエネルギー使用状況を、専用のモニターやパソコン、スマートフォン等に表示することにより、家庭における快適性や省エネルギーを支援するシステムで、空調や照明、家電製品等の最適な運用を促すもの。

も

木育 (P32)

子どもから大人までを対象に、森林・林業の仕組みや木材利用の意義について学び、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学んでもらう取組のこと。

本市では木育インストラクター養成講座や木育ワークショップ等を実施している。

藻場 (P16, 20, 26, 28, 36, 51, 52, 60, 61)

海岸域の海底で海草や海藻類が繁茂している場所。

海生動物の幼生や稚魚などにとって好適な環境となる。

ゆ

有害鳥獣 (P31)

イノシシ、カラス、サル、タヌキなど、人の生活や農林水産業などに被害を与えるまたは被害を与える恐れがある野生鳥獣を指す。

り

リサイクル (P4, 15, 19, 27, 39, 40, 60, 61)

ごみを原料 (資源) として再利用すること。具体的には、使用済みのものや生産の過程から出るごみなどを回収したものを利用しやすいように処理を行い、新しい製品の原材料として使うこと。

リスクコミュニケーション (P47)

リスクに関する情報を専門家や行政、事業者だけでなく、消費者・一般市民など、すべての関係者が共有し、意思疎通を図ること。

第3次天草市環境基本計画

(令和8年度～令和15年度)

令和8年3月

編集・発行 天草市

住所 | 熊本県天草市東浜町8番1号

電話 | 0969-23-1111 (代表) E-mail | shiminkankyo@city.amakusa.lg.jp